

ピッピだより News Letter



No.10 2025年7月

■はじめに

皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。今回のニュースレターでは、ピッピの活動報告を中心にお伝えします。令和3年10月に子どもシェルターでの受入れを再開し、再開後3年半を経過しました。子どもセンター・ピッピは、今後も皆様のご協力を得て活動して参ります。

■通常総会のご報告

令和7年度通常総会開催の報告

令和7年6月7日（土）10時から埼玉共済会館にて開催しました。出席頂いた会員の方には感謝申し上げます。また、ご予約が合わず参加が難しかった会員の方々は来年の通常総会への参加頂けると幸いです。通常総会では、令和6年度の事業報告、令和6年度の収支決算及び事業計画等の説明を行い、出席会員の多数の方々に承認頂きました。令和7年度の予算についても出席会員の多数の方々に承認頂きました。

また、総会後には、子どもセンター・ピッピが受入したお子さんの子ども担当弁護士を経験した、川澄弁護士及び井上弁護士より、子ども担当弁護士の活動内容の報告がありました。子ども本人のケアの問題と子どもの意思決定の問題との調和について、とても悩んだとのお話がありました。ピッピのシェルター退所後も元入居者へ手厚いサポートを行っていることが報告されました。

令和6年度通常総会は、令和6年6月22日（土）10時から埼玉共済会館にて開催しておりますので、併せてご報告します。

■活動報告

1 令和6年子どもシェルター全国ネットワーク会議 in 埼玉

令和6年9月28日から29日にかけて、子どもシェルター全国ネットワーク会議の全国会議が埼玉県で開催され、ピッピが担当団体として運営を行いました。子どもシェルター全国ネットワーク会議とは、2011年3月に全国各地で子どもシェルターを設置運営する団体の設立支援、経験交流、研修、連携協力等を行い、困難を抱える子どもの権利保障の実現をめざす活動を行うことを目的に設立された団体です。全国会議は、北海道から沖縄まで、ピッピを含めて20団体及び支援団体などが参加して開催されました。

全国会議の開催にあたって、ピッピでは約10か月前から毎月準備会議を開催し、前日夜も遅くまで残り資料の袋詰めなどを行ってきました。全国会議では、定時総会の後、分科会に分かれて全国各地のシェルターと意見交換を行いました。第1分科会では、持続的運営のための入居者増と「暫定定員」問題をテーマに、主に運営に関する過大を検討しました。第2分科会では、持続的運営のための入居打診受付をテーマに、主に入居を希望するお子さんに対する効果的な働きかけや情報発信について検討しました。第3分科会では、コタンの活動について寸劇を行って検討しました。1日目夜の懇親会では、飲食をしながら全国各地のスタッフや理事等と交流を深めました。2日目は、各分科会の内容について報告がなされた後、子ども家庭庁の「こども若者シェルター」に関する意見交換や、「第三者評価」に関する報告が行われました。終了後には、昼食を取りながら希望者が参加して座談会が開催され、ざっくばらんな意見交換が実施されました。次年度の全国会議は、兵庫県で開催することを予定しております。ピッピも来年以降も全国の仲間とともに活動していきたいと思っています。

★会場の様子



★分科会の様子



元入居者が色紙でお花を作ってくれました。

2 子どもシェルターの現場から

可能な範囲で、入居者達のシェルターでの生活の様子をお知らせします。

★ゴーヤを栽培、収穫してゴーヤの天ぷらを作りました。



★なすの栽培



入居者の中には、今まで植物を栽培した経験が無い子もいます。「なすってこんな風に大きくなるんだ。」といった会話を職員としています。職員は、お子さんとともに大きく育っていく植物を楽しみにしています。

主に子ども担当弁護士として活躍されている宮西陽子弁護士が朝日新聞様の取材を受け、令和6年8月1日の朝刊に記事が掲載されました。社会的な認知度が低い子どもシェルターという施設や、「子ども担当弁護士」について、宮西弁護士が活動内容の説明を行いました。



虐待などで居場所をなくした子どもたちの一時保護の活動に取り組むNPO法人「子どもセクタール・ジャパン」2016年の発足以来、子どもたちを受け入れるシェルター事業や子どもからの法律相談事業を続けている。ピッピの事務局職員を務める弁護士宮西陽子さん(43)に発足の経緯や活動内容について聞いた。

——ピッピの活動について教えてください

主に20歳未満で居場所のない女の子に居場所を

宮西陽子さん⁽⁴³⁾に聞く

saitama
トーク

しています。ユーチューブの動画を見たり、キーボードを弾いたり、職員と卓球をしたりもできます。安心できる場所で休んでもらい、元気になって次の場所に移動してもらうための空間です。

——— どのような子どもたちが利用するのでしょ
うか

家で虐待を受けている子どもでもやきうだいの中で一人だけ親から冷たくされる子どもなど、親との関係がうまくいっていない子ども利用が多いです。子どもから電話やメールで「いま居場所がないんです」と直接連絡がきて保護につながるケースもあります。児童相談所が満員の際に委託先として一時保護をすることもあります。シェルターを出た後は、里親の元や自立援助ホームなどで暮らすほか、18歳以上であれば一人暮らしを始める人もいます。

——— 弁護士のみなさん
が直接お子さんを支援す

居場所ない女の子の手助け

るのですね

基本的に1人の子どもに2人の子どもも担当弁護士、通称「コタン」がつきます。「コタン」は、児童相談所の職員とシエルターを出たあとの子どもの行き先を調整したり、子どもが通う学校や保護者との連絡をしたりもします。コタンは入居直後に子どもと顔合わせをし、その後、電話をしたり、週に1回程度面会したりします。本人と信頼関係を築いて、子どもの気持ちや意向をくみ取れるように心がけています。

——宮西さんはなぜビッピの活動を始めたのですか

知り合いの弁護士からの紹介がきっかけでした。元々、少年事件の弁護士活動や親権者がいない子どもへの支援をしていました。そのなかで、家で大事にされていない子は他人のことも大事にできない場合が多いと感じました。それでも、自分のために頑張ってくれたら、優しく接してくれたら、優しく接してくれたらする大人が周りにいることで、子どもがまっすぐに生きていく手助けができるのではないかと思う。ビッピの活動を始め

ました。受験生の子のコタンを務めたときには、勉強の気晴らしになればいいと思い、連日のようにシエルターに通って一緒におしゃべりしたこともありました。

子どもたちが、ビッピでのびのびと過ごして、自分の希望を言うようになってくれると、関わりたかかったと感じます。話を聴いてくれると、大人がいることや、何かがある現状が変わることや、もあるんだと子どもに知ってもらえれば、それで十分です。

——活動する上での課題や今後取り組みたいことを教えてください

ビッピの存在を周知できていないことが課題です。子どもたちに知ってもらうことももちろんですが、兄弟にもビッピの活動を知らせてもらい、ビッピを利用した方がいいという環境をつくりたいと考えています。今後は、約2カ月の一時的な保護だけでなく、自立援助ホームのように、子どもの自立を長期的に手助けする活動もできたらと思っています。（聞き手・浅田明範）

4 協賛及び寄付

2024年1月から2025年3月末までの期間に協賛及び寄付を頂いた個人、団体についてお知らせします。個人で協賛、寄付を頂いた方のうち、第9号以前のニュースレターで掲載した方は紙面の関係上、割愛させて頂いております。正会員・賛助会員の方々の会費も割愛させて頂いております。

【民間助成・プログラム】

- ・会員制倉庫型店「コストコ」
- ・第4回若者おうえん基金
- ・一般財団法人コープみらい社会活動財団
「コープみらい くらしと地域づくり助成」
- ・社会福祉法人埼玉県共同募金会「共同募金助成事業」
- ・公益社団法人日本フィランソロピー協会「LIFULL 寄付プログラム」

【寄付】（敬省略。2024年1月から2025年3月末までの期間。）

上野 奈央子	株式会社サトウ塗装工業	小林 三石	中西 文太
埼玉キワニスクラブ	木村 邦忠	井上 直子	川岸 裕子
小林 裕幸	数間 雅子	大谷部 雅典	高村 貞夫
浦和北ロータリークラブ	ノナミ ノブユキ	オチアイ タダシ	山崎 聡亮
行政書士 中村絵美里	大居 芳夫	林 明	伊藤 薫
株式会社人トラスト	弁護士 石川智士	弁護士 小出重義	野崎 敦子
弁護士 山下 茂	上野 奈央子	正野 孝	正野 千明
大倉 浩	大橋 誠	株式会社絆の里	泉水 康夫
竹内 幸久	川岸 裕子	茂木 薫	松山 馨
斎藤 茂子	工藤 幸子	弁護士 豎十萌子	ブギンハウジンコンサル
カ) デイウォーク	ホンマ ユキヒト	斉藤 玲子	藤原みね子
弁護士法人ながの法律事務所		遠藤（浦和ダイヤモンドRC）	
(有) 鳥海総合保険事務所 篠崎義典		シャ) MDRT ニホンカイ	
ラフェルム株式会社 代表取締役 吉田吉伸		イシハラ ミワ	
ザイ) パブリックリソースザイダン		NPO法人織の音アート福祉協会	

多くの協賛・寄付を頂きました。誠にありがとうございました。

5 会費及び寄付のお願い

シェルターの運営費、スタッフの人件費等は、会員の皆様からのご寄付、年会費及び公的援助（措置費の支給等）で運営しています。公的援助のみでは全てを賄うことができないのが現状です。皆様には居場所を失った子どもたちへのご協力・ご支援を宜しくお願いします。

（１）会費について

会員のご登録をお願いいたします。入会方法は、事務局までお問い合わせください。

- ・入会金 5,000 円（正会員のみ）
- ・年会費 正会員（個人） 5,000 円
正会員（法人） 5,000 円
賛助会員（個人） ー□ 3,000 円
賛助会員（団体） ー□ 10,000 円
※賛助会員は会員総会での議決権はありません。

（２）ご寄付について

右記のQRコードを読み込みして頂きますと、ピッピのホームページの寄付ページをご確認頂けますので、ご利用下さい。ご不明な方は、ピッピ事務局までお問合せ下さい。



（３）入会金、年会費及びご寄付の振込先

① 金融機関 ゆうちょ銀行

店 名 〇二九（ゼロニキュウ）

店 番 〇29

当座預金 □座番号 〇〇90276

□座名称 子どもセンター・ピッピ

② 金融機関 埼玉りそな銀行

店 名 県庁支店

普通預金 □座番号 4717278

□座名称 （特非）子どもセンター・ピッピ

以上

本誌は、NPO法人子どもセンター・ピッピの事務局の責任編集、発行です。無断転載はご遠慮下さい。本紙に関するご意見、ご要望、掲載を希望する情報などがありましたら、下記までご連絡ください。

特定非営利活動法人子どもセンター・ピッピ

〒330-0064

埼玉県さいたま市浦和区岸町7-12-4

二チモビル浦和4階 大倉浩法律事務所内

理事長 大倉 浩

TEL：048-862-1853

FAX：048-862-2054

<https://childpippi.com/>